

徴収奥義 発展編



☞ 国税徴収法逐条解説（第 62 条） 第 353 号 令和元年 10 月 10 日
債権差押通知書

銀座社会保険労務士法人 公租公課徴収指導者・社会保険労務士 吉国 智彦

我が国の未来創造

第 200 臨時国会が今月 4 日召集され、安倍首相の所信表明がされた。所信表明とは、内閣総理大臣が衆議院と参議院の本会議場にて、臨時国会の冒頭、特別国会で内閣総理大臣が指名・任命された後等の場合に行われる。通常国会冒頭での方針や重点課題を説明する演説は、施政方針演説と呼ばれている。

その冒頭の「日本国憲法の下、第 1 回の国会、初の国会が開かれた昭和 22 年、戦争で全てを失った我が国は、いまだ、塗炭の苦しみの中にありました。しかし、この議場に集った先人たちのまなざしは、ただ未来にのみ向けられていた。ひたすらにこの国の未来を信じ、大きな責任感の下に議論を重ね、そして、力強い復興を成し遂げました。高度成長を実現し、平和で豊かな日本を、今を生きる私たちに引き渡してくれました。70 年以上にわたる先人たちの歩みに、心から敬意を表します」は、100%同意。人は、まず今日に感謝することが基本的な姿勢であるべき。

以下当職の注目点を述べる。「最大の挑戦は、急速に進む少子高齢化です。国難とも呼ぶべき少子化に真正面から立ち向かってまいります」。続いて、多様性、個性を生かした社会の創設によって少子高齢化を必ず克服できるという。少子高齢化を危機ととらえ、それに挑む決意をにじませている。

全世代型社会保障として、「65 歳を超えて働きたい。8 割の方がそう願っておられます。意欲ある高齢者に 70 歳までの就業機会を確保します。健康でいられるよう、予防にも重点を置いた医療や介護の充実を進めます。同一労働同一賃金によって正規・非正規の壁がなくなる中で、厚生年金の適用範囲を拡大し、老後の安心を確保します」。つまり、定年制が伸び、それに伴い年金制度の改正、非正規労働なるものをなくす対策が進展するであろう。

所信表明の地方創生の項において、「安定した社会保障の基盤、それは、強い経済であります」と、経済成長が前提となることは異論がない。順番は、企業の成長、働く者の幸福ということではなかろうか。先の台風によって千葉県を中心に長期間の停電が発生した。これが我が国の縮図であったとしたら背筋が凍る。福島原発をはじめとした問題が大きく横たわっているし、イランをはじめとした中東に対する戦略を構築すべきではないのか。中東地域の紛争やホルムズ海峡の封鎖があれば大きな打撃となろう。将来のエネルギー政策をどう展開していくのか気になる。「台風 15 号による大規模停電では、多くの方々の生活に甚大な影響が出ました。今回の対応を徹底的に検証します。災害時における復旧の加速化、電力インフラ維持の方策について検討し、速やかに対策を講じます」と、個別問題化したことを危惧する。

労働者は勤勉、かつ、効率よく働き、企業は労働者の福祉を向上させることで、自ずと経済成長する。すべての者が感謝の心から懸命に努力すべき。その国民性こそが決定打と感じた。

表紙説明：周南市須々万本郷の花壇：筆者自宅近くにあり、親父の会などの有志のお世話によって毎年楽しませてくれる。令和元年 9 月 29 日撮影。

徴収法

第 3 款 債権の差押

(差押えの手続及び効力発生時期)

第 62 条 債権（電子記録債権法第 2 条第 1 項（定義）に規定する電子記録債権（次条において「電子記録債権」という。）を除く。以下この条において同じ。）の差押えは、第三債務者に対する債権差押通知書の送達により行う。

2 徴収職員は、債権を差し押えるときは、債務者に対しその履行を、滞納者に対し債権の取立その他の処分を禁じなければならない。

3 第 1 項の差押の効力は、債権差押通知書が第三債務者に送達された時に生ずる。

4 税務署長は、債権でその移転につき登録を要するものを差し押えたときは、差押の登録を関係機関に囑託しなければならない。

(電子記録債権の差押えの手続及び効力発生時期)

徴収法施行令

(債権差押通知書の記載事項)

第 27 条 法第 62 条第 1 項（債権の差押えの手続）に規定する債権差押通知書には、次の事項を記載しなければならない。

一 滞納者の氏名及び住所又は居所

二 差押えに係る国税の年度、税目、納期限及び金額

三 差し押さえる債権の種類及び額

四 前号の債権につき滞納者に対する債務の履行を禁ずる旨及び徴収職員に対しその履行をすべき旨

2 法第 62 条の 2 第 1 項（電子記録債権の差押えの手続及び効力発生時期）に規定する債権差押通知書には、次の事項を記載しなければならない。

一 前項第 1 号及び第 2 号に掲げる事項

二 差し押さえる電子記録債権の種類及び額

三 第三債務者に送達する債権差押通知書にあつては、前号の電子記録債権につき滞納者に対する債務の履行を禁ずる旨及び徴収職員に対しその履行をすべき旨

四 法第 62 条の 2 第 1 項に規定する電子債権記録機関に送達する債権差押通知書にあつては、第 2 号の電子記録債権につき電子記録を禁ずる旨

1 初めての債権差押え

筆者が初めて債権の差押えを執行したのは、昭和 56 年の岩国社会保険事務所においてであった。当時、地方税はほとんど滞納処分を行っておらず、それを執行しているのは、もっぱら社会保険事務所と税務署であった。そのため、売掛金債権の差押えとして、第三債務者へ赴き、差し押さえる旨を説明すると、大企業は別として、第三債務者は珍しいものを見たとき眺める場面がよくあった。

このように債権差押えの流れは、第三債務者へ赴き、債権差押通知書を交付送達し、差押調書謄本を滞納者へ郵便送達することが基本となる。民事執行においては、第三債務者より先に差押債務者に差押命令（滞納処分の差押調書謄本に相当する）が届いてしまうと、取立て、譲渡などをされてしまうおそれがあるので、差押債務者に対する送達の発送は、第三債務者に対する送達の発送の翌々日にするのが実務となっている（平野哲郎：実践民事執行法 民事保全法 [第 2 版] -248）。

当時、滞納処分の基礎研修といった類のことはなく、先輩職員に傍で教えてもらい、あとは過去の見様見真似であったから、債権の差押えとは、債権差押通知書の不動文字がどう印刷されているか、何を書き込むかを理解することから始まった。

実務は待ってられないから、やりながら知識を高めていかざるを得ないとしても、このような強力な公権力行使では、短時間でも基礎研修を実施して担当させるべきである。

2 債権差押通知書

百聞は一見に如かずである。インターネット検索をしてみると、債権差押通知書の様式は添付資料 1（双葉町）及び添付資料 2（徴収法施行規則別紙第 4 号書式）にあるような様式となっている。

徴収法第 62 条第 1 項の「債権差押通知書」は、徴収法施行令第 27 条第 1 項各号に規定された事項を記載した書式により、滞納者に対する履行を禁止する旨のほか、被差押債権の弁済期までに履行すべき旨又は弁済期が既に到来しているものについては直ちに履行すべき旨を記載することになっている（徴収法基本通達 62-26）。

ところで、添付資料 1 では、3 か所おかしい表記がされている。第一として、宛名が債権者となっているが、「第三債務者」の誤りである。第二として、履行期限欄に年月日が表記されているが、売掛金債権のように必ずしも特定の日が定まっているわけではないから、年月日を印刷せず空欄としておくべきである。第三として、不服申立ての教示がされているが、第三債務者に対して行政処分を行っているのではないから不要な表記である（ただし、古いもので既に改正されている可能性がある）。

次に、被差押債権の取立てについて、被差押債権の弁済期までに履行すべき旨又は弁済期が既に到来しているものについては直ちに履行すべき旨を記載することとされている。この点の前者は、「履行期限までに当町（当税務署）あて支払って下さい」と予め印刷しており、弁済期が既に到来しているときには、履行期限欄へ「即時」と記載することで、後者に対応することになる。

3 差押調書及び差押調書謄本

債権を差し押さえたときは、徴収法第 54 条《差押調書》の規定により、差押調書を作成し、その謄本を滞納者に交付する。この謄本には、債権の取立てその他の処分（譲渡、期限の猶予、債務免除等）を禁止する旨を付記しなければならない（徴収法第 62 条第 2

項、徴収法施行令第 21 条第 3 項第 1 号) (徴収法基本通達 62-27)。

差押調書とは、差押えの事蹟を記録証明するためのものであり、これを作成したからといって債権差押えの効力が生じるものではない。もっとも、手書きする債権差押えの様式は、差押調書、差押調書謄本、債権差押通知書が一体化しており、これらは同時に作成されるから、債権差押通知書が第三債務者へ送達されるときには、差押調書も出来上がっている。したがって、①差押調書、差押調書謄本、債権差押通知書作成、②債権差押通知書送達、③差押調書謄本を送達する順番が普通で、いずれにせよ債権差押通知書だけが単独で作成されることはない。

もっとも、第三債務者のもとへ臨場によって差押調書、差押調書謄本、債権差押通知書を作成し、交付送達したときは、差押えの決裁は事後となる。差押えの権限は徴収職員(徴税吏員)にあるから、事後に差押えの結果について確認を受けるわけである。

差押調書謄本には、債権の取立てその他の処分(譲渡、期限の猶予、債務免除等)を禁止する旨を付記しなければならない(徴収法第 62 条第 3 項)。これは、いわば滞納者に対する説示であるから、仮にこの表記がされていなくとも差押えの効力には影響がないと解される(注 1)。

謄本とは、差押調書と同一の文字、符号を用いて、差押調書の内容を完全に写し取った書面をいい、謄写したものであると筆者したものであることを問わないが謄本である旨を記載しなければならない(徴収法基本通達 54-13)。

なお、前項の債権差押通知書における不服申立てと並列に解説すると、行政庁は、審査請求をすることができる行政処分をする場合には、行政処分の相手方に対し、当該処分につき不服申立て(審査請求)をすることができる旨並びに不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間を書面で教示しなければならないから(行政不服審査法第 82 条第 1 項)、審査請求の教示をすることが必要となる。ただし、このことは徴収法上の問題ではないから、徴収法施行規則上での定めはない。

徴収法施行令(昭和 34 年政令第 329 号)

(差押調書の記載事項)

第 21 条 差押調書には、徴収職員が次の事項を記載して署名押印(記名押印を含む。以下同じ。)をしなければならない。

- 一 滞納者の氏名及び住所又は居所
- 二 差押に係る国税の年度、税目、納期限及び金額
- 三 差押財産の名称、数量、性質及び所在
- 四 作成年月日

2 法第 146 条第 3 項(搜索調書を作成しない場合)の規定の適用がある場合には、徴収職員は、差押調書に法第 142 条(搜索の権限及び方法)の規定により搜索した旨並びにその日時及び場所を記載し、法第 144 条(搜索の立会人)の立会人の署名押印

を求めなければならない。この場合において、立会人が署名押印をしないときは、その理由を附記しなければならない。

3 次の各号に掲げる財産を差し押さえた場合には、それぞれ当該各号に定める旨を差押調書の謄本に付記しなければならない。

一 法第 62 条第 1 項（債権の差押えの手続）に規定する債権 同条第 2 項の規定によりその債権の取立てその他の処分を禁ずる旨

二 法第 62 条第 1 項に規定する電子記録債権（以下この号及び第 27 条第 2 項（債権差押通知書の記載事項）において「電子記録債権」という。） 法第 62 条の 2 第 2 項（電子記録債権の差押えの手続及び効力発生時期）の規定によりその電子記録債権の取立てその他の処分又は電子記録（電子記録債権法（平成 19 年法律第 102 号）第 2 条第 1 項（定義）に規定する電子記録をいう。第 27 条第 2 項第 4 号及び第 46 条（権利移転の登録等の嘱託の手続）において同じ。）の請求を禁ずる旨

三 法第 73 条第 1 項（電話加入権等の差押えの手続及び効力発生時期）に規定する振替社債等（以下この号及び第 30 条第 3 項（不動産の差押書等の記載事項）において「振替社債等」という。） 法第 73 条の 2 第 2 項（振替社債等の差押えの手続及び効力発生時期）の規定によりその振替社債等の取立てその他の処分又は振替若しくは抹消の申請を禁ずる旨

行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）

（不服申立てをすべき行政庁等の教示）

第 82 条 行政庁は、審査請求若しくは再調査の請求又は他の法令に基づく不服申立て（以下この条において「不服申立て」と総称する。）をすることができる処分をする場合には、処分の相手方に対し、当該処分につき不服申立てをすることができる旨並びに不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭でする場合は、この限りでない。

2 行政庁は、利害関係人から、当該処分が不服申立てをすることができる処分であるかどうか並びに当該処分が不服申立てをすることができるものである場合における不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間につき教示を求められたときは、当該事項を教示しなければならない。

3 前項の場合において、教示を求めた者が書面による教示を求めたときは、当該教示は、書面でしなければならない。

（注 1） 差押調書謄本を滞納者へ交付することにより、滞納者は、その取立等の処分が禁じられること等から、滞納処分庁の不利益に処分すると罰則の適用もあり得る（徴収法第 187 条第 1 項）との解釈がある（国税徴収法精解 19 版-485）。

4 滞納者に対する処分の禁止

前項にある、債権の取立てその他の処分（譲渡、期限の猶予、債務免除等）を禁止する処分とは、前項の行政「処分」とは異なる。

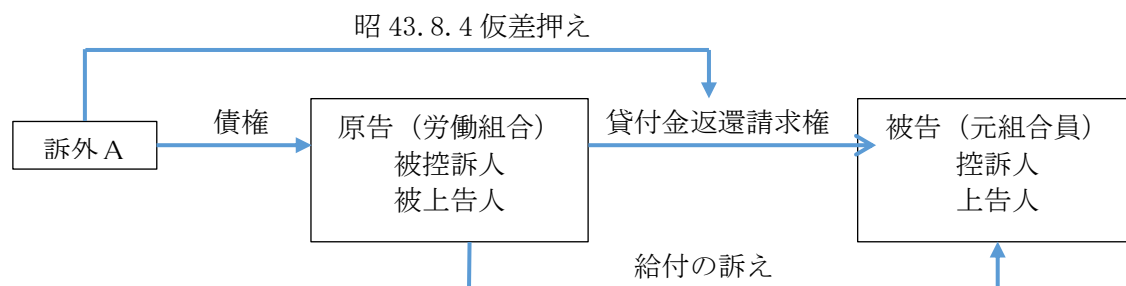
被差押債権を取り立てすること、その債権を譲渡すること、第三債務者へ対して債務免除をすること、相殺すること、弁済期限の猶予をすること等が含まれる。

しかし、差押えによって、滞納者は、直ちに債権を失うわけではないから、第三債務者の資力の喪失等による危険負担は、滞納者が負担することになる。また、差押えの効力を害しない限り、その権利の保存に必要な行為（後掲最三判昭 48. 3. 13 民集 27-3-344）や例えば、第三債務者の破産手続開始決定に伴う債権の届出等はすることができると解されている（前掲国税徴収法精解-485）。

《差押債務者は第三債務者に対し給付訴訟を提起する権限を失わない》

最三判昭 48. 3. 13（民集 27-3-344）

事案の概要



上告代理人原田昇の上告理由第一点について。

所論指摘の点に関する原判決（その引用する第一審判決を含む。以下、この項において同じ。）の認定・判断は、その挙示する証拠関係に照らして首肯することができ、原判決に所論の違法はない。論旨は、原審の証拠の取捨・判断、事実の認定を非難するに帰し、採用することができない。

同第二点について。所論指摘の点については、原判決は、第一審判決理由を一部訂正のうえで引用しているのであり、それによれば、本件貸金の弁済期は昭和 41 年 3 月 2 日到来した旨を認定・判示していることが明らかであるから、原判決に所論の違法はない。論旨は、原判決を正解しないことに基づくものであって、採用するに由ない。

同第三点について。

原判決（その引用する第一審判決を含む。以下、この項において同じ。）は、その認定事実に基づき、上告人主張の権利濫用の抗弁を排斥したものと認められ、この判断は、正当として是認することができる。所論指摘のような間接事実については、事実審としても、必ずしも逐一判断を示す必要はない。原判決に所論の違法はなく、論旨は採用することができない。

同第四点について。

仮差押の目的は、債務者の財産の現状を保存して金銭債権の執行を保全するにあるから、その効力は、右目的のため必要な限度においてのみ認められるのであり、それ以上に債務者の行為を制限するものと解すべきではない。これを債権に対する仮差押について見ると、仮差押の執行によって、当該債権につき、第三債務者は支払を差し止められ、仮差押債務者は取立・譲渡等の処分をすることができなくなるが、このことは、これらの者が右禁止に反する行為をしても、仮差押債権者に対抗しえないことを意味するにとどまり、仮差押債務者は、右債権について、第三債務者に対し給付訴訟を提起しまたはこれを追行する権限を失うものではなく、無条件の勝訴判決を得ることができると解すべきである。このように解して、右仮差押債務者が当該債権につき債務名義を取得し、また、時効を中断するための適切な手段をとることができることになるのである。殊に、もし、給付訴訟の追行中当該債権に対し仮差押がされた場合に仮差押債務者が敗訴を免れないとすれば、将来右仮差押が取り消されたときは、仮差押債務者は第三債務者に対し改めて訴訟を提起せざるを得ない結果となり、訴訟経済に反することともなるのである。そして、以上のように仮差押債務者について考えられる利益は、ひいて、仮差押債権者にとっても、当該債権を保存する結果となる。さらに、第三債務者に対する関係では、もし、右判決に基づき強制執行がされたときに、第三債務者が二重払の負担を免れるためには、当該債権に仮差押がされていることを執行上の障害として執行機関に呈示することにより、執行手続が満足的段階に進むことを阻止するものと解すれば足りる（民訴法 544 条）。

右判示の趣旨に抵触する大審院判例（昭和 4 年 7 月 24 日判決・民集 8 卷 728 頁、同 15 年 12 月 27 日判決・民集 19 卷 2368 頁等）は、これを変更すべきである。

ところで、本件において、原審の確定したところによれば、被上告人が上告人らに対し本件貸金請求訴訟を追行中、昭和 43 年 8 月 24 日、訴外甲野太郎の申請により本件債権に対する仮差押命令が発せられ、その頃執行を了したというのであるが、これによって本件請求が手続的にも実体的にもなんらの影響を受けないことは、前判示のところから明らかである。したがって、これと同旨に出た原審の判断は正当というべく、原判決に所論の違法はないから、論旨は採用することができない。

よって、民訴法 401 条、95 条、89 条、93 条に従い、裁判官全員の一致で主文のとおり判決する。

5 債権証書の取上げ

徴収職員は、債権の差押えのため必要があるときは、その債権に関する証書を取り上げることができる（徴収法第 65 条）（徴収法基本通達 62-28）。この点については、徴収法第 65 条における解説とする。

6 債権差押えの効力

債権の差押えは、債権差押通知書が第三債務者に送達された時にその効力を生ずる（徴収法第 62 条第 3 項）。

滞納者に対する差押調書謄本の交付は、差押えの効力発生要件ではないが、法第 54 条《差押調書》の規定により、滞納者に交付しなければならないことに留意する（徴収法木 62-29）。

債権差押えの効力が生じたときに、その生じた時点が明確で、かつ、立証できなければならない。そうでなければ、第三債務者が履行しないときに取立訴訟を提起することができなくなる。

後掲最三判昭 55. 1. 11（民集 34-1-42）は、債権が四重に譲渡され、当時の武蔵野社会保険事務所との差押えが競合し、かつ、これら債権譲渡と債権差押えの到達が同時であったとされた事案である。

しかし、武蔵野社会保険事務所の差押えが交付送達であったにもかかわらず、当該社会保険事務所及び第三債務者とも債権差押通知書の送達時刻までをメモせず、午後到達だったということしかわからなくなったケースなのである（池田真朗：債権譲渡の研究〔増補二版〕-171）。実際のところでは、債権差押通知書を交付送達する際に、債権譲渡通知が到達していたとすれば、第三債務者から「既に債権譲渡通知書が来ています」と述べるのが通常である。したがって、債権差押通知書の方が先に到達していた可能性が高いと想像され、そうであるならば滞納処分庁が債権を逃したことになる。

このように、債権差押えの効力が生じたこと、その時点を明らかにするため、債権差押通知書を原則的交付送達、補充送達、出会送達によるときは、所定の欄へ受取人と受領者の関係とともに送達日時を記載させ、記名押印させることになる（後記作成例参照）。記名押印を拒むときは、その理由を付記することが必要となる（その記載例参照）。

受け取りを拒否するときは、送達場所及び送達日時、差置送達とした理由などを記載した送達記録書を作成することが必要となる。送達記録書は徴収職員必携の様式なのである。

差押調書送達欄の記載例（債権差押通知書送達）

差押調書謄本（滞納者あて）を受領しました。			
平成	年	年	日（ ）
債権差押通知書（第三債務者あて）を受領しました。			
令和元年 10 年 10 日	（経理課長）	午前 10 時 15 分	東京 太郎 印

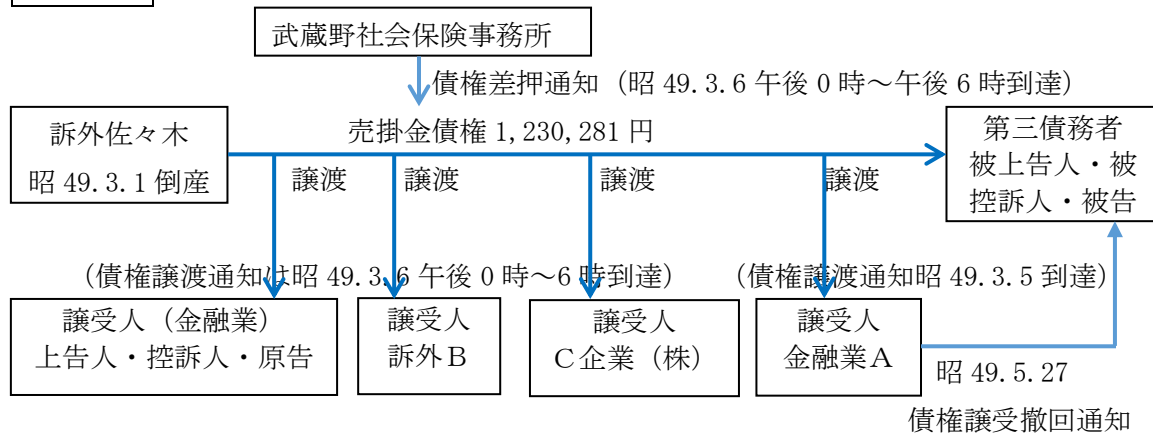
第三債務者の記名押印拒否における理由付記の例

債権差押通知書受領において、経理課長東京太郎氏より自分が記名押印する権限がないと思うし、上司が不在であるから応じられないとの申立てがあった

《同時到達における譲受人の弁済請求》

最三判昭 55. 1. 11 (民集 34-1-42、金法 914-126)

事実の概要



一 上告代理人青柳健三の上告理由について

所論の点に関する原審の認定判断は、原判決挙示の証拠関係に照らし、正当として是認することができ、その過程に所論の違法はない。論旨は、採用することができない。

二 職権をもって調査すると、本件において、上告人は、訴外佐々木（以下「訴外佐々木」という。）が被上告人に対して有していた 1,230,281 円の売掛金債権（以下「本件債権」という。）を譲り受けたものであると主張して、同額の金員及びこれに対する昭和 49 年 7 月 16 日から支払済みまで商事法定利率年 6 分の割合による遅延損害金の支払を求めているものであるところ、原審の確定したところによれば、(1) 訴外佐々木は、電機部品の製造販売を業とするものであり、被上告人に対し電機部品を売り渡し、昭和 49 年 3 月 4 日現在 1,230,281 円の本件債権を有していた、(2) 上告人は、訴外佐々木に対し、弁済期昭和 49 年 1 月 31 日、利息年 1 割 5 分、遅延損害金日歩 8 銭 2 厘の約定のもとに、昭和 48 年 1 月 11 日現在 630 万円の貸金債権を有していたが、昭和 49 年 3 月 4 日ごろ、訴外佐々木から本件債権の全部を右貸金債権中の対当額の弁済に代えて譲り受け、訴外佐々木は、同日付内容証明郵便をもってその旨を被上告人に通知し、同郵便は同月 6 日午後零時から午後 6 時までの間に被上告人に到達した、(3) また、訴外佐々木は、同月 5 日ごろ、訴外 B 及び訴外 C 企業株式会社に対し、いずれも本件債権の全部をそれぞれ譲渡し、右各譲渡につき同日付内容証明郵便をもってその旨を被上告人に通知し、右郵便はいずれも同月 6 日午後零時から午後 6 時までの間に被上告人に到達した、(4) 他方、訴外武蔵野社会保険事務所は、同月 6 日、訴外佐々木の健康保険料、厚生年金保険料及び児童手当拠出金の滞納金につき延滞金 1000 円を加えた総額 274,918 円を徴収するため、本件債権を差し押え、その債権差押通知書は同日午後零時から午後 6 時までの間に被上告人に到達した、というのである。

思うに、指名債権が二重に譲渡され、確定日付のある各譲渡通知が同時に第三債務者に到

達したときは、各譲受人は、第三債務者に対しそれぞれの譲受債権についてその全額の弁済を請求することができ、譲受人の一人から弁済の請求を受けた第三債務者は、他の譲受人に対する弁済その他の債務消滅事由がない限り、単に同順位の譲受人が他に存在することを理由として弁済の責めを免れることはできないもの、と解するのが相当である。また、指名債権の譲渡にかかる確定日付のある譲渡通知と右債権に対する債権差押通知とが同時に第三債務者に到達した場合であっても、右債権の譲受人は第三債務者に対してその給付を求める訴を提起・追行し無条件の勝訴判決を得ることができるのであり、ただ、右判決に基づいて強制執行がされた場合に、第三債務者は、二重払の負担を免れるため、当該債権に差押がされていることを執行上の障害として執行機関に呈示することにより、執行手続が満足的段階に進むことを阻止しうる（民訴法 544 条参照）にすぎないのである（最高裁昭和 45 年（オ）第 280 号同 48 年 3 月 13 日第三小法廷判決・民集 27 卷 2 号 344 頁参照）。

これを本件についてみると、前記の事実関係のもとにおいては、上告人の被上告人に対する本件請求は、前示の(3)及び(4)の各事由の存在によってはなんら妨げられるものではないものというべく、記録によっても、被上告人において上告人以外の他の譲受人に対して既に弁済をしたなどの債務消滅事由等の存在を主張・立証した形跡はなんらうかがわれないから、上告人の本件請求は全部理由があるものというべきである。

しかるに、原判決は、前示(2)及び(3)の各債権譲渡通知書並びに(4)の債権差押通知書がいずれも昭和 49 年 3 月 6 日午後零時から午後 6 時までの間に被上告人に到達したのであるが、それ以上には右各通知書の到達の先後関係が確定できないためその相互間の優劣関係を決定することができないとして、上告人の本件請求を排斥したものであって、右は民法 467 条の解釈を誤ったものといわなければならない、その違法は原判決の結論に影響を及ぼすことが明らかであるから、原判決を破棄し、上告人の本件請求を棄却した第一審判決を取り消したうえ、その請求を全部認容すべきである。

よって、民訴法 408 条 1 号、396 条、386 条、96 条、89 条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

《同時到達における譲受人の弁済請求》

東京高判昭 53. 7. 19（民集 34-1-57、判時 902-59）最三判昭 55. 1. 11 の原審

一 訴外佐々木が、伸晃製作所の名称で電機部品の製造販売業を営んでいたところ、被控訴人に対して電機部品を売り渡し、昭和 49 年 3 月 4 日現在、123 万 281 円の売掛代金債権（本件債権）を有していたことは、当事者間に争いがなく、〈証拠〉によると、控訴人は、訴外佐々木に対し、弁済期昭和 49 年 1 月 31 日、利息年 1 割 5 分、遅延損害金日歩 8 銭 2 厘の約束のもとに、昭和 48 年 1 月 11 日現在、630 万円の貸金債権を有していたところ、昭和 49 年 3 月 4 日ごろ、訴外佐々木から同訴外人の被控訴人に対する本件債権の全部を、右貸金債権のうち、それと同額の部分の弁済に代えて譲り受けたことが認められ、右認定に反する証拠はない。そして、訴外佐々木は、右同日付内容証明郵便をもってその旨を被控訴人に通知し、右郵便は、同月 6 日午後 0 時から午後 6 時までの間に、被控訴人に到達したこと

は、当事者間に争いがない。

二 しかるところ、訴外佐々木は、(一) 訴外Aに対し、同年2月18日ごろ、本件債権のうち120万円の部分を譲渡し、(二) 訴外B及びC企業株式会社に対し、同年3月5日ごろ、それぞれ本件債権の全部を譲渡し、(三) 武蔵野社会保険事務所は、訴外佐々木の健康保険料、厚生年金保険料及び児童手当拠出金の滞納金につき同月6日、延滞金1,000円を加えた総額27万4,918円を徴収するため本件債権を差押え、訴外佐々木は、右(一)の譲渡につき、同年3月4日付内容証明郵便をもって被控訴人にその旨通知し、右郵便は翌5日、被控訴人に到達し、右(二)の各譲渡につき、同年同月5日付の内容証明郵便をもってそれぞれ被控訴人に通知し、そのいずれの郵便も翌6日午後0時から午後6時までの間に、被控訴人に到達し、また、右(三)の債権差押通知書も、同月6日午後0時から午後6時までの間に、被控訴人に到達したことは、当事者間に争いがない。

したがって、本件債権の譲り受けに関し、訴外Aが債務者たる被控訴人及び控訴人を含む他の譲受人等に対する関係において対抗要件を具備し、自己の優先的地位を主張できるので、その譲り受けにかかる120万円の債権の唯一の債権者になったものというべきである(なお、この点についても、当事者間に争いがない。)

三 控訴人は、訴外Aは同年5月27日、ひとたび譲り受けた右債権を訴外佐々木に再譲渡した旨主張するけれども、〈証拠〉を総合すると、訴外Aは、沢田商会の名称のもとに、金融業を営んでいたが、訴外佐々木に対し、120万円の貸金債権を有していたところ、訴外佐々木の経営する伸晃製作所が昭和49年3月14倒産したため、右貸金債権弁済確保のため先に譲り受けていた120万円の債権につき、同月4日、訴外佐々木の了解のもとに同訴外人名義の債権譲渡通知書を被控訴人に郵送したこと(右債権譲り受けとその譲渡通知の点は、既に認定したところである。)、しかるに、訴外Aは、同月15日ごろ、右貸金債権の弁済に充てるためとして右伸晃製作所から工作機械を持ち出したので、訴外佐々木は、それによって自己の借受金債務は完済になる旨訴外Aに申し入れて、同年5月27日、両者間で、訴外Aの訴外佐々木に対する債権は同年3月15日をもって完済となり、両者間の債権債務は一切消滅して存在しないことを確認したうえ、訴外佐々木が訴外Aからその旨を記載した念書の交付を受け、さらに訴外Aに対し、前記120万円の債権譲渡に関し、被控訴人に債権譲り受けの撤回を通知すべきことを求めたところ、同訴外人はこれに応じて同日、訴外佐々木から先に120万円の債権を譲り受けたが、本日、この債権譲り受けの撤回を通知する旨の内容証明郵便を被控訴人に郵送し、右郵便はそのころ、被控訴人に到達したことが認められ、この認定に反する証拠はない。

右認定事実によると、訴外佐々木と同Aは、同年5月27日、訴外Aの工作機械の持出しによって同訴外人の訴外佐々木に対する貸金債権が完済されたことになることから、両者間の債権債務が一切消滅して存在しないことを確認するとともに、本件債権譲渡契約を撤回することを合意したものであるところ、右債権譲渡契約の撤回とは、本件債権の譲渡がその原因を欠くことになったために、その譲渡契約そのものが存在しなかったものとするこ

とにあるから、本件債権譲渡契約を合意解除したものと解すべきであり、訴外Aの被控訴人に対する同日付債権譲受撤回通知書も、その旨の通知と認めるのが相当である。〈証拠〉も、右の認定の妨げとならず、その他右認定を左右するに足る証拠はない。よって、控訴人の右主張は採用できない。

したがって、訴外佐々木と同Aとの本件債権譲渡契約は遡及的に消滅し、かつその旨の通知が同年5月27日ごろ、訴外Aから被控訴人になされたのであるから、右通知後においては被控訴人に対する関係においても、訴外Aは当初から本件債権のうち120万円につき唯一の債権者でもなかったことになるところ、前記のとおり、訴外佐々木は、同年3月4日ごろ、控訴人に本件債権の全部を、次いで同月5日ごろ、訴外B及びC企業株式会社に対し、いずれも本件債権の全部をそれぞれ譲渡し、さらに武蔵野社会保険事務所は、訴外佐々木の健康保険料等の滞納金等の総額27万4,918円の債権を徴収するために、本件債権を差押え、右各債権譲渡の通知書（いずれも確定日付がある）及び債権差押通知書は、同月6日午後0時から午後6時までの間に、被控訴人に到達しているのであるから、たとい右各通知書の到達の先後関係を確定できないため、その相互間に優劣を決することができず、いずれの譲受人及び武蔵野社会保険事務所が他に対し、自己の優先的地位を主張しえないとしても、それは、単に右譲受人等及び武蔵野社会保険事務所相互間の法律関係の問題にとどまるものであって、そのために右各債権譲渡ないしその各譲渡通知書がいずれもなんら効力がなく、その結果として本件債権がそのまま訴外佐々木に帰属することになると控訴人において、主張することができるとは到底解することができないといわねばならない。

四 してみると、控訴人が同年7月6日、訴外佐々木から本件債権の全部を改めて譲り受けたとしても、右債権譲渡に対してはすでにこれに優先する譲渡が存在することが明らかであるから、控訴人が同年7月6日、訴外佐々木から本件債権を改めて譲り受けたことにより本件債権を取得したとして、これに基づき被控訴人に対して本件債権の支払いを求める控訴人の本訴請求は、理由がなく棄却を免れないといわねばならない。

五 よって、右と同旨の原判決は相当であって、本件控訴は理由がないからこれを棄却し、控訴費用の負担につき、民事訴訟法第95条、第89条を適用して、主文のとおり判決する。

《同時到達における譲受人の弁済請求》

東京地判昭52.2.28（民集34-1-50、金商595-8）最三判昭55.1.11の第一審

一 本件債権につき

請求原因1の(二)の事実当事者間に争いがない。

二 債権譲渡(二)につき

請求原因2の(一)の事実については当事者間に争いがない。そこで請求原因2の(二)において原告が主張する債権譲渡契約の成立について検討するに、〈証言〉中、原告の右主張にそう部分は措信し難く、〈証言〉〈証拠〉（ただし、官署作成部分の成立は争いがない）によってはまだ原告の右主張事実を証するに足らず、他に原告の右主張事実を認むべき証拠はない。かえって、冒頭の当事者間に争いのない事実、〈証拠〉〈証言〉によると、訴外佐々木の経

営する伸晃製作所は昭和 49 年 3 月 1 日倒産したこと、訴外佐々木は沢田商会の名称の下に金融業を営む訴外 A に対し金 120 万円の貸金返還債務を負っていたところ、伸晃製作所が倒産した後訴外 A は右債務の弁済に充てるため同製作所より工作機械を持って行ったこと、その際これにより右債務は完済となるため、訴外佐々木の訴外 A に対する同年 2 月 18 日の本件債権中 120 万円の債権譲渡につき、訴外 A において、被告にした債権譲渡の通知を取り消す旨訴外 A、佐々木との間で了解が成立したこと、訴外佐々木は同年 5 月 27 日、訴外 A に対し同人との間に一切の債権債務関係がない事の確認を求め、訴外 A からその旨を記載した念書を受けとった後、更に被告に対する債権譲渡の撤回届を出すことを求め、訴外 A はこれに従って、同日被告に対し債権譲受の撤回を通知する旨の内容証明郵便<証拠>を送ったことが認められ、右各事実および当事者間に争いのない抗弁事実によると、訴外佐々木は訴外 A との間で同人に対する前記債権譲渡を遡及的に解除する旨合意したものと認めることができる(<証言>中、以上認定に反する部分は措信し難く、他に以上認定を左右するに足る証拠はない。)。したがって、原告の債権譲渡(二)に基づく請求は、その余の点について判断するまでもなく、理由がない(なお、債権譲渡(二)が認められ、それが独立のそれとみても、それに優先する債権譲渡のあること後記のとおりである。)

三 債権譲渡(一)につき

<証拠><証言>および原告本人尋問の結果によると、訴外佐々木は昭和 47 年夏頃より、金融業を営む原告から何回かに亘って金員を借り受け、その結果昭和 48 年 1 月 11 日現在原告に対し総額 630 万円の債務を負っていたが、同日、原告との間で弁済期昭和 49 年 1 月 31 日、利息および遅延損害金各日歩 20 銭の約定で右債務を返済する旨を約した事実を認めることができ、他に右認定を覆すに足る証拠はない。<証言>および原告本人尋問の結果<証拠>(ただし、官署作成部分の成立は争いがない)によると、訴外佐々木は、昭和 49 年 3 月 4 日原告との間で、原告に対する前記債務の元利金のうちの譲受債権額相当分の弁済に代えて、本件債権を原告に譲り渡す旨合意したこと、原告が訴外佐々木との貸借関係開始当時、訴外佐々木の経営する伸晃製作所の倒産によって前記債務が返済不能となる場合にそなえて、予め訴外佐々木から実印を押印させたい差し入れさせておいた白紙の内容証明郵便使用紙に、前同日、訴外佐々木の承諾の下に同人が原告に本件債権を譲渡した旨を記載してこれを内容証明郵便に付したことが認められ、他に右認定を覆すに足る証拠はない。そして前示のように抗弁事実当事者間に争いがなく、また再抗弁事実も当事者間に争いがない。

以上の事実関係によると、原告において他の譲受人らよりも先に対抗要件を具備したこと(原告に対する債権譲渡(一)につき、確定日付のある通知が債務者たる被告に到達した日時が他の譲受人らのそれよりも先であること)につき主張、立証しない本件にあっては、原告は他の譲受人らに優先する地位を主張しえない結果、債務者たる被告に対し弁済を求めえないと解するのが相当であるから、原告の債権譲渡(一)の請求は理由がないというべきである。

四 よって原告の本訴請求は失当であるから棄却し、訴訟費用の負担につき民訴法 89 条を

適用して主文のとおり判決する。

7 履行の禁止

第三債務者は、債権の差押えを受けたときは、その範囲において滞納者に対する履行が禁止される。したがって、債権差押通知書の送達を受けた後に、第三債務者が滞納者に対して履行をしても、その履行をもって差押債権者である国に対抗することができない（民法第 481 条参照）（徴収法基本通達 62-30）。

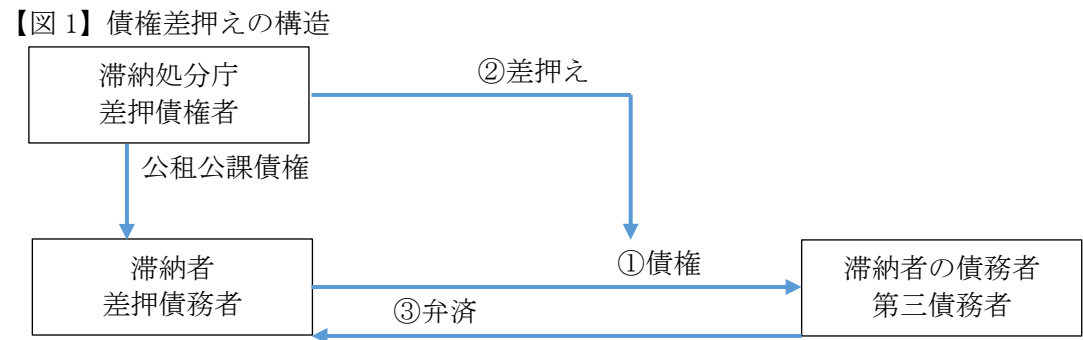
債権差押えは図 1 の構造となる（数字のとおり進行したとする）。民法第 481 条の「その受けた損害の限度において更に弁済をすべき旨を第三債務者に請求することができる」との意味は、第三債務者の弁済は、その債権者（差押債権者）に対しては有効であるが、差押債権者には対抗し得ず、したがって、差押債権者は、差し押さえた債権がなお存在するものとして、第三債務者に対して弁済を請求することができると解するのが通説・判例である（我妻栄・新訂債権総論-271、大判明 44. 5. 4 民録 17-253）（徴収法基本通達逐条解説 62-30）。

第三債務者において債権差押通知を受けながら ②、滞納者へ弁済 ③ したとなれば、二重弁済しなければならないということである（その場合、民法第 481 条第 2 項によって第三債務者は滞納者へ不当利得の返還請求ができる）。この場合、③は滞納処分庁との関係において弁済の効力を主張できないだけであって滞納者に対する弁済は有効であるから、その後、②が解除されると、いわば元の鞘に収まることになる。民法第 481 条は、以上のように解することになる。

債権差押えにおける効力は、手続相対効（次項参照）である。債権差押えにおける処分禁止効力は、手続きに参加する債権者との関係では無効であるが、手続きが解除・取消しされたときはその効力が認められることになる。

後掲最二判昭 40. 11. 19（民集 19-8-1986）は、民事執行の差押えが競合した事案であり、「第三債務者が転付債権者に対してなした弁済は、民法 481 条 1 項と同視すべきで、第三債務者は他の差押債権者に対し、被差押債権の消滅を主張することができない」と判示している。つまり二重弁済をしなくてはならない。

なお、平成 29 年 5 月 26 日、民法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 44 号）が成立し、同年 6 月 2 日公布され、令和 2 年 4 月 1 日から施行される。第 481 条は次のとおり改正されたところ、実質的な改正はされていない。



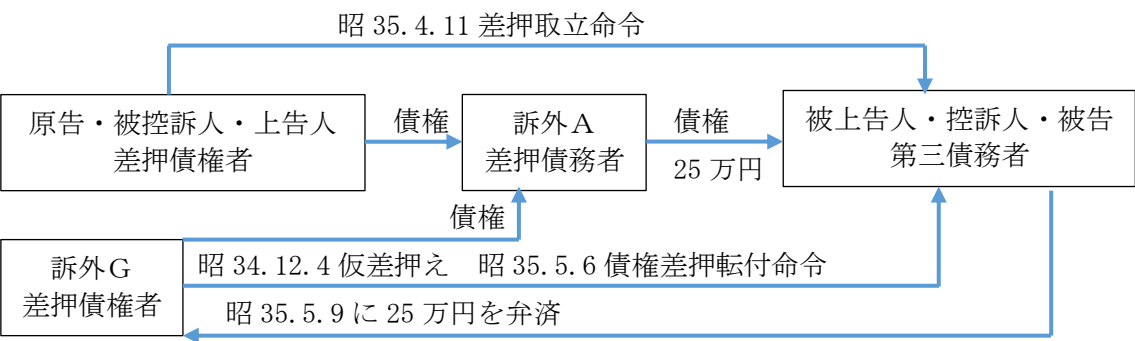
民法（明治 29 年法律第 89 号）

改正後	改正前
（差押えを受けた債権の第三債務者の弁済） 第 481 条 差押えを受けた債権の第三債務者が自己の債権者に弁済をしたときは、差押債権者は、その受けた損害の限度において更に弁済をすべき旨を第三債務者に請求することができる。 2 前項の規定は、第三債務者からその債権者に対する求償権の行使を妨げない。	（支払の差止めを受けた第三債務者の弁済） 第 481 条 支払の差止めを受けた第三債務者が自己の債権者に弁済をしたときは、差押債権者は、その受けた損害の限度において更に弁済をすべき旨を第三債務者に請求することができる。 2 前項の規定は、第三債務者からその債権者に対する求償権の行使を妨げない。

≪債権差押後他の差押債権者に弁済しても被差押債権の消滅を主張できない≫

最二判昭 40. 11. 19（民集 19-8-1986、判時 434-33、判タ 185-86）

事案の概要



上告代理人佐々木敬勝の上告理由第一点について。

原审の確定した事実によれば、上告人は、訴外A株式会社が第三債務者である被上告会社に対して有する 25 万円の売掛代金債権について差押取立命令を得、右命令はA株式会社および被上告会社へ送達された。ところが、訴外G株式会社は、これより先、A株式会社を相手どって、同一の債権について仮差押をし、さらに前記差押取立命令の送達後、右

債権について自ら差押転付命令を得、右命令はA株式会社および被上告会社に送達された。そして、被上告会社はG株式会社に対して 25 万円の支払をした、というのである。

このように同一債権の差押が競合する場合に発せられた転付命令は、転付債権者が優先権を有するときのほかは、無効であり、転付債権者は当該債権を取得できない（大審院民事連合部明治 44 年 5 月 4 日言渡判決、民録 17 輯 253 頁、大審院大正 2 年 4 月 12 日言渡判決、民録 19 輯 224 頁参照）。しかし、転付債権者は、転付命令に権利者として表示された者であるから、右命令に基づき第三債務者に債務の履行を請求するときは、これを民法 478 条にいう債権の準占有者というべきであり、したがって、第三債務者が右転付債権者に対し善意無過失でなした弁済は、自己の債権者に対する関係においては有効であるとしなければならない。しかし、右弁済の効力を他の差押債権者に対しても主張することができるか否かは別個に考察することを要する。そして、第三債務者が転付債権者に対してなした弁済は、民法 481 条 1 項にいう「支払ノ差止ヲ受ケタル第三債務者カ自己ノ債権者ニ弁済ヲ為シタルトキ」と同視すべきであり、したがって、第三債務者は他の差押債権者に対し、被差押債権の消滅を主張することができないものと解するのが相当である（大審院昭和 12 年 10 月 18 日言渡判決、民集 16 巻 1525 頁参照）。けだし、(い) 民法 478 条の目的は債権者らしい外観の保護に尽きるものであり、したがって、同条の要件を充たしてなされた弁済は真実の債権者に対してその効力を生ずると解すれば足りる。民法 478 条が、進んで、民法 481 条の保障する差押債権者の利益を否定する趣旨をも含むと解することは、478 条の立法趣旨を逸脱し、かつ、481 条 1 項の規定の意義を没却するものといわなければならない。(ろ) 第三債務者が自己の債権者に対してなした弁済であっても、差押債権者に対し効力を有しないのであるから、債権者の権利を行使するにすぎない準占有者に対してなした弁済についても同様に解することが衡平に適合する。(は) 第三債務者は、準占有者に弁済をする場合においては、当然、該弁済が差押債権者の権利を阻害することを予見し、または予見すべかりしものであった。この点において、右の弁済は、第三債務者が自己の債権者に弁済した場合と同視すべきであり、彼此区別して取り扱う合理的な理由がない。

叙上説示したところによれば、被上告会社がG株式会社に対してなした弁済が債権の準占有者に対する弁済として有効であるという一事により、当然他の差押債権者たる上告人に債権の消滅を対抗することができると判断した原判決は、民法 481 条 1 項の解釈適用を誤った違法があるものといわなければならない。論旨は理由があり、原判決は、この点において破棄を免れない。そして、原判決の確定した事実によれば、被上告人に対し売掛代金 25 万円およびこれに対する昭和 35 年 5 月 23 日以降支払済みにいたるまで年 6 分の割合による遅延損害金の支払を求める上告人の本訴請求を認容した第一審判決は相当であって、本件控訴は棄却すべきである。

よって、爾余の論旨に対する判断を省略し、民訴法 408 条、384 条、95 条、89 条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

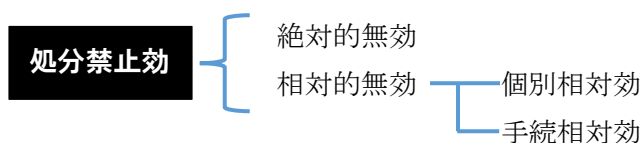
8 差押えの相対的無効と手続相対効

前項における手続相対効について改めて理解を深めることにしよう。滞納処分による差押え、強制執行による差押え及び仮差押えには、処分禁止効があり、この効力は絶対的無効ではなく相対的無効とされている（注2）。

不動産を例にすると、差押えをしたにもかかわらず当該不動産を譲渡し又は担保権を設定することは処分禁止効に反するところ、その効力は、登記申請を行っても受理されない絶対的なものではない。差押えは、執行手続において換価の実効性を確保し、債権者の満足を図ることを目的としており、差押えが将来解除されることもあることを考慮すると、絶対的に無効とすることは差押えの目的を越えていることになる。

差押えしたからといってその財産の所有権が移転するわけではないし、公租公課債権が満足を得ているわけでもなく、単に滞納者（強制執行では債務者）の財産の法律上又は事実上の処分を禁止したことにすぎない（国税徴収法基本通達 47-51）。

そこで、相対的に無効と解されており、この相対的無効では、個別相対効と手続相対効との解釈があり、国税徴収法においても民事執行法においても手続相対効（注2）と解されている。



（注2） 手続相対効及び個別相対効について徴収奥義 308 号参照。

9 参考資料

- (1) 平野哲郎：実践民事執行法 民事保全法 [第2版]
- (2) 国税徴収法精解 19 版
- (3) 池田真朗：債権譲渡の研究 [増補二版]
- (4) 最三判昭 48. 3. 13（民集 27-3-344）
- (5) 最三判昭 55. 1. 11（民集 34-1-42、金法 914-126）
- (6) 東京高判昭 53. 7. 19（民集 34-1-57、判時 902-59）
- (7) 東京地判昭 52. 2. 28（民集 34-1-50、金商 595-8）
- (8) 最二判昭 40. 11. 19（民集 19-8-1986、判時 434-33、判タ 185-86）

添付資料1：債権差押通知書（双葉町）

債 権 差 押 通 知 書										
年 月 日										
債権者 住（居）所 氏 名 双葉町長 氏 名 印										
下記のとおり、滞納金額を徴収するため、債権を差し押えますから履行期限までに当町あて支払って下さい。この通知を受けた後、債権者に対して支払ってもその支払は無効です。この処分について不服のある場合はこの通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に町長に異議申立てをすることができます。										
滞（債 納権 者）	住（居）所									
	氏 名									
滞 納 金 額	徴収簿 番 号	年度	税目	期別	納期限	税 額	延滞金額	督 促 手数料	滞納処分費	備 考
						円	法律による 金額 円		法律による 金額 円	
差 押 債 権	債務者	住（居）所						氏名		
	履行期限	年 月 日								
差押調書謄本(滞納者あて)を受領しました。 年 月 日() 印										
債権差押通知書(第三債務者あて)を受領しました。 年 月 日() 印										

備考 「滞納処分費」欄に掲げる金額はこの通知の作成の日までのものです。

記載要領

この通知書は、国税徴収法第54条第2号に掲げる債権を同法第62条第1項の規定により差押えるため第三債務者に対して通知する場合に使用し、第3号様式の「差押調書」その2(債権用)とあわせて複写により作成する。

添付資料2：債権差押通知書（徴収法施行規則）

別紙第 4 号書式

債 権 差 押 通 知 書

第三債務者
住 所
氏名又は名称 殿

年 月 日
税務署
官 氏 名

下記の滞納国税及び滞納処分費を徴収するため、下記の債権を差し押えます。
差押債権は、下記の履行期限までに当税務署に支払って下さい。
なお、この通知を受けた後は、債権者に支払ってもその支払は無効です。

滞納者 (債権者)	住 所					氏名又は名称					
滞納 国 税 等	年 度	税 目	納 期 限	本 税	加 算 税	加 算 税	延 滞 税	利 子 税	滞納処分費	備 考	
				円	円	円	法による金額	円	法による金額		
							〃		〃		
							〃		〃		
							〃		〃		
差押債権	(種類及び額)										
履 行 期 限											

備 考

第 1 号書式備考 1 から 5 まで及び第 3 号書式備考 2 は、この書式について準用する。